

社会福祉法人ぶるーむ正規雇用転換制度実施要領

1. 目的

この要領は、パートタイム労働者就業規則第4条の2第3項の規程に基づき、パートタイム労働者を正規雇用に転換させるための要件・基準等について定めるものとする。

2. 対象

この要領の対象となるのは、パートタイム労働者就業規則第4条の規程により、採用されたパート労働者のうち、次の条件を満たす者とします。

- ② 正規雇用(正規職員)への転換を希望する、採用後6ヶ月以上経過した者であること。
- ②フルタイム(1日の所定労働時間9時間(休憩60分含む))の勤務が可能な者、または転換時に短時間勤務申請を受理した者

3. 選考方法

理事長、部門長等による面接を行い、正規職員への転換の可否を決定する。

4. 転換時期

・正規雇用への転換時期は、毎年4月1日とする。但し、特に必要と認めた場合は、対象者と調整のうえ、別に転換時期を指定することができるものとする。

・正規雇用転換後の勤務条件等については、「就業規則」及び「職員給与規程」のとおりとする。

附則

この規程は、平成27年2月17日から施行する。

附則

この規程は、令和4年3月31日から施行する。